

# 仕 様 書

## 1 目的

この業務は、自動制御機器について安全かつ良好な状態を維持するため行うものである。

## 2 一般事項

保守・点検の内容等については、(一財)建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び同解説(平成25年版)に準じて実施すること。

## 3 点検内容

### (1) 対象機器及び点検内容

別紙のとおり

### (2) 点検実施月

4月から6月 及び 10月から11月

### (3) 季節切替

季節切替(冷暖の切替等)を要するものについては、4月から6月、及び10月から11月に切替を実施すること。

### (4) 緊急対応

受託者(以下、「受注者」という。)は、広島市(以下、「発注者」という。)から点検対象機器の故障等の連絡があった場合は、24時間いつでも、受注者の技術者による不具合、機器故障等についての対処方法等のアドバイスや修理等の対応を行える体制を整備すること。

## 4 業務実施上の注意事項

### (1) 除外事項

- ア 契約時以降に追加された機器の保守点検
- イ 計装用電気配管・配線の変更工事及び新規工事
- ウ ダンパー本体の保守点検
- エ 冷凍機及びボイラー本体に付属している自動機器の保守点検
- オ 工業用計器の工場持込修理

### (2) 保守部品

- ア 保守点検実施中において、各機器の部品取替その他修理を要する箇所を発見した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、緊急時においても同様の取扱いとする。
- イ 消耗部品の交換及び補充は、受注者が行うものとする。ただし、(1)を除く。

### (3) 報告

- ア 受注者は、あらかじめ業務に従事する責任者及び従業員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。また、責任者及び従業員に変更があったときも同様の取扱いとする。
- イ 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、契約締結後速やかに発注者に提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- ウ 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書を業務実施月の翌月の10日までに発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。
- エ 契約期間の満了又は契約解除等の理由により、受注者に交代があるときは、受注者は、これまでの保守点検の結果及び整備の状況等、業務の履行に当たり必要となる一切の情報を、新たな受注者に対して引き継がなければならない。

## 5 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者で協議して定めるものとする。